

「世界農業遺産」認定をめざして 技術レポート（2回目）  
 ～「世界農業遺産」で伝えるもの～

**Q. 世界農業遺産認定基準**

・「世界農業遺産」は、伝統的な農法、漁法を核として、それに関わって育まれた文化、景観などが一体となった世界的に優れたシステムをFAOが認定するものです。その認定基準は、

1. 食料および生計の保障
2. 生物多様性および生態系機能
3. 知識システムおよび適応技術
4. 文化、価値観および社会組織
5. 優れた景観および土地と水資源管理の特徴



の5つと、これに加え、世界的（国家的）な重要性、歴史的および現代的重要性を有することが必要とされています。

基準	簡単に言うと・・・(わかりやすく表現しています)
食料および生計の保障	伝統的な農林水産業が、地域の人々の生計を成り立たせているか
生物多様性および生態系	生物多様性が保全されているとともに、生物が地域農業に貢献しているか
知識システムおよび適応技術	地域の環境に適応し、地域の制約等を克服してきた伝統的な農林水産業が存在し、継承されているか
文化、価値観および社会組織	伝統的な農林水産業が、地域の文化にも現れているか
優れた景観および土地と水資源管理の特徴	伝統的な農林水産業と周辺環境が一体となった優れた景観があるか
世界的（国家的）な重要性	世界的にほとんど例を見ない、または世界の農業の発展や環境保全への貢献に重要な役割を果たすか
歴史的な重要性	歴史的価値があり、伝統的であることが証明されているか
現代的重要性	現代においても伝統的な農林水産業が地域にとって重要な役割を果たしているか

※会員の皆様にわかりやすくお伝えするため、農林水産省が示す認定基準の解説文とは異なります。

現在、滋賀県では、「世界農業遺産」の申請に向け、世界に類を見ない滋賀県独自の魅力あるストーリー作りと、認定基準に沿った申請書づくりを進めています。

## Q. ユネスコの世界遺産との違いは

・ユネスコの世界遺産との違いについて、様々な記事を紹介します。

### 【農林水産省の解説では】

・ユネスコの世界遺産は、有形の文化遺産及び自然遺産の保護・保存を目的としている。  
・一方、「世界農業遺産」は、無形の農業システムの保全を目的としている。

### 【国連大学の講演では】

・世界遺産は、不動産を対象にしています。棚田や水路、山、湖といったものが対象です。

・それに対して「世界農業遺産」はシステムです。琵琶湖は対象にはなりません。琵琶湖の中や周りで営まれている農林水産業とそれに関連する技術、制度、文化、景観等が一体となったもの（＝システム）が対象になります。

・世界遺産は歴史を重視しますが、「世界農業遺産」は歴史だけでなく未来につながっていく、未来に受け継いでいくということを重視します。

### 【東京新聞社説では】

・「世界農業遺産」は“生きている遺産”とも呼ばれる。

・古き良きものを“お宝”として、ずっと守り伝えていこうというのがユネスコの世界遺産。まなざしは過去へ向く。

・これに対して、長年に渡る先人の知恵の集積、知識の結晶である農法や漁法を活用し、未来へ向けて持続、発展させようという試みが、「世界農業遺産」である。だから、変化もいとわれない。伝統の技法を駆使し、地域の維持管理に工夫を凝らす人間の営みをFAOは評価する。

### 【中日新聞では】

・「世界農業遺産」は、将来にわたり、人の手によってきちんと維持、管理され、進化していく“生きている遺産”である。

・それに対して、世界遺産は、手つかずの状態で保存することを重視する。

私達の滋賀県は、地形、気候、歴史の流れに大きな影響を受けながら、滋賀独自の風土や文化が形成され、私達に「琵琶湖と共に生きる」という思想が根付いてきました。

環境のこと、生き物のこと、未来のことを考えながら行う琵琶湖と共生する農林水産業を、「世界農業遺産」の取組を通じて、次世代へ引き継いでいきたいと考えています。

